



今月の主な内容

- 新年のごあいさつ 2
- 令和2年第4回由良町定例会 ほか 3
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止へのご協力について 4
- 『和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例』が制定されました ほか 5
- 償却資産（固定資産税）の申告をお願いします ほか 6
- 介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付証明について ほか 7
- お知らせ 8
- 日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定 ほか 9
- ゆらこども園通信 ほか 10
- ゆら部 ～Yura Love～ ほか 11
- 1月カレンダー 12



令和3年を迎えて



由良町長
山名 実

新年あけましておめでとうございます。
皆様方におかれましては、健やかに新春
をお迎えのことと心からお慶び申し上げ
ます。

昨年4月の町長選挙におきまして、町
民の皆さまの温かいご支援をいただき、
5月から町長に就任しました。

平素は、町政の推進に格別のご理解と
ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、「新型コロナ」
という言葉を聞かない日はないほど、新
型コロナウイルス感染症の話題が非常に

多かつたように思います。

新型コロナウイルス感染症の全国的な
感染拡大により、4月に緊急事態宣言が
発出され、外出や往来の自粛や学校の休
業等が要請されました。緊急事態宣言は
解除されたものの収束せず、都道府県別
の感染者数等が連日報道される等、生活
に不安を感じながらお過ごしになられた
と思います。

政府は、特別定額給付金の給付や、新
型コロナウイルス感染症対応地方創生臨
時交付金の創設等の緊急経済対策を打ち
出しました。当町におきまして、当交
付金を活用し、避難所における感染症対
策に係る資材の備蓄や、新型コロナウイルス
感染拡大の影響を受けた地域経済及
び住民生活の支援のための各種事業を実
施したところです。

特に、町内事業者の事業継続を応援す
る給付金は、200を超える事業者の方々
に申請いただき、幅広く支援できたので
はないかと考えております。また、影響
をより強く受けていると思われる観光業

や子育て世帯への支援、町内で使用でき
るクーポン券の配布などの事業を実施し
たところです。

昨年末において、新型コロナウイルス
感染症の急拡大、重症化は国民的危機と
いった状況ではありますが、引き続き皆
様方と共に感染予防の更なる徹底を図り、
由良町を希望ある町に発展させるため、
「若人が集う実りある町づくり」、「子育て
世代にやさしい実りある町づくり」、「高
齢者にやさしい実りある町づくり」の実
りある3つの町づくりに全力で取り組ん
で参ります。

本年が皆様方にとって幸ある年となり
ますことをお祈り申し上げ、年頭のごあ
いさつといたします。



令和2年 第4回由良町定例会

令和2年第4回定例会が、昨年12月8日（火）から11日（金）まで行われ、財産の買入れが1件、条例の一部改正が4件、指定管理者の指定が2件、人事案件が3件、令和2年度の補正予算が3件の、合計13件が慎重な審議の結果、それぞれ承認、可決されました。

財産の買入れ

○由良町立小中学校児童生徒用タブレット端末の買入れについて

条例一部改正

- 由良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 由良町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 由良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 由良町介護保険条例の一部を改正する条例

指定管理

- 由良海つり公園の指定管理者の指定について
- 戸津井鍾乳洞の指定管理者の指定について

人事

- 由良町監査委員の選任について
由良町監査委員に原 泰弘氏（中）が選任同意されました。
- 由良町教育委員会委員の任命について
由良町教育委員会委員に原 千恵氏（中）が任命同意されました。
- 人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に谷口 政史氏（畑）が同意されました。

補正予算

- 令和2年度由良町一般会計補正予算〔第7号〕
- 令和2年度由良町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕
- 令和2年度由良町介護保険特別会計補正予算〔第2号〕

がんばろう由良エールクーポンシルバー

昭和31年4月1日生まれまでの方を対象に「がんばろう由良エールクーポンシルバー」を発行しています。

この事業は、新型コロナウイルス感染症に感染した際、重症化しやすい65歳以上の方を対象に、より一層の感染予防対策を図っていただくことを目的に行っています。

おひとりあたり、5,000円（500円×10枚）

クーポン使用可能な店舗は、「がんばろう由良エールクーポン事業」参加店舗と同じです。

なお、使用期限は令和3年2月28日（日）までです。

詳しいことについては、住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止へのご協力について

新型コロナウイルス感染症の感染が、全国的に猛烈な勢いで広がっており、県内各保健所管内においても、多くの感染者の方が判明しております。

町民の皆様には、次の10項目（県新型コロナウイルス感染症対策本部から）について、ご留意いただくとともに、「マスクの着用」や「3つの密の回避」、「手洗い・手指消毒の徹底」など基本的な感染対策を実施し、今後も引き続き、感染拡大防止にご協力をお願いします。

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけ、会食や接待を伴う飲食を控えてください。



遅くまで集団で会食・宿泊をしない

友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊するといった行動は控えてください。

高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える

マスクを着用しないまま長時間の接触機会や、感染症対策がしっかり取られていない場所への参加を控えてください。



症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

軽微な症状であっても、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談をしてください。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

濃厚接触者の方は、1回目のPCR検査で陰性であっても、経過観察中（2週間）は、必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けてください。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

すべての事業所で感染拡大予防ガイドラインの遵守とポスター掲示をお願いします。

医療機関は、まずコロナを疑う

受診された方の症状が咳や微熱等、軽微なものであっても、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、早期発見に努めてください。

病院、福祉施設サービスは特に注意

病院や福祉施設等の職員の方は、施設内への持込みが発生しないよう特に注意してください。

事業所では発熱チェック

医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

詳しくはこちら

厚生労働省
ウェブサイト



厚生労働省
新型コロナウイルス
接触確認アプリ

(略称: COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

詳しいことについては、総務政策課（TEL 65-1801）又は住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。

和歌山県において『和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策に関する条例』が制定されました

条例の目的

新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、

- 新型コロナウイルス感染症に感染したと。
- 感染したおそれがあること。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じていないおそれがあること。

を理由に、県民や事業者、団体等に対しての誹謗中傷等が発生していることから、**誹謗中傷等が行われない社会を実現**することを目的に制定され令和2年12月から施行されています。

誹謗中傷等の禁止

インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、左記の項目を理由に、**誹謗中傷等を行ってはいけません。**

コロナ差別相談ダイヤル

TEL **073-441-2563**
FAX **073-433-4540**

詳しいことについては、和歌山県企画部人権局人権政策課（TEL 073-441-2561）又は住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。

防災関係補助事業

～ 本年度の申し込み期限は、1月29日（金）です ～

本町では、地震発生時の被害軽減を目的に、次の補助を実施しています。申し込み期限が近づいていますのでお早めに手続きをお願いします。

事業名	内容	対象者
家具転倒防止器具設置補助	・家具転倒防止器具の購入と取付け 1世帯につき上限5個	町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯 ・満65歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
感震ブレーカー設置補助	・感震ブレーカー設置 1世帯につき1回限り（上限2万円）	
ブロック塀等耐震対策補助	・ブロック塀等の撤去費（最大10万円） ・ブロック塀等の改善費（最大20万円） ・ブロック塀等の補強費（最大10万円）	次のいずれかに該当する方 ・町内にあるブロック塀等を所有する個人又は当該所有者と親族関係にある方 ・町内にあるブロック塀等を所有する法人又は自治会等の地縁団体 ・町内にあるブロック塀等の所有者の承諾を得て実施する当該地域の自主防災組織 ※対象となるブロック塀等は、避難路に面し危険であると判断されたものに限りです。

詳しいことについては、総務政策課（TEL 65-1801）までお問い合わせください。

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

償却資産とは、個人又は法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構造物、機械、装置、工具、器具、備品など（土地・家屋を除く。）のことです。

なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

構造物	店舗内装設備、広告塔、アスファルト舗装路面等
機械及び装置	太陽光発電設備、ブルドーザー、製造設備等
船舶	モーターボート、貸しボート等
車両及び運搬具	鉄軌道用車両、フォークリフト等 ※ 自動車税、軽自動車税の対象となるものは除きます。
工具、器具、備品	冷暖房機器、コンピュータ、自動販売機、医療機器、理美容機器等

《申告が必要な方》

- ・令和3年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人又は法人
- ・令和3年1月1日現在、町内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人又は法人

◆申告期限 2月1日（月）

◆申告方法 昨年まで申告されている方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。ただし、昨年電子申告をされた方や新たに事業を始められた方は、1月1日現在所有されている償却資産をすべて申告してください。新たに申告される方で、申告書が必要な方は税務課までお問い合わせください。



詳しいことについては、税務課（TEL 65-1802）までお問い合わせください。

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税されます。

○家屋を取り壊していませんか？

固定資産税は1月1日現在に所有している土地、家屋及び償却資産に課税される税金です。

住宅、車庫、物置、工場などの家屋で全部又は一部を取り壊したときは、税務課までご連絡ください。なお、登記をしている家屋については、法務局で滅失登記をしていただくようお願いします。

○固定資産税（土地・家屋）の納税義務者が死亡した場合の手続について

納税義務者が死亡した場合は、その方の配偶者や子どもなどの相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

登記されている家屋及び土地の正式な所有者の変更は、法務局での相続登記が必要になりますが、その手続きがお済みでない場合、「相続人代表者届出書」により相続人の代表を決めていただくことになります。この届出に基づき相続人代表者に納税通知書などを送付させていただきます。（家屋が登記されていない場合は、「未登記家屋所有者変更届出書」で家屋の所有者を変更できます。）

「相続人代表者届出書」「未登記家屋所有者変更届出書」の必要な方は、税務課までご連絡ください。

○土地の用途変更について

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。店舗などを改装し住宅として使用する場合や、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、税務課までご連絡ください。

詳しいことについては、税務課（TEL 65-1802）までお問い合わせください。

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付証明について

◎納付証明が必要となる場合

・社会保険料控除

1月1日から12月31日までに納付された介護保険料・後期高齢者医療保険料は、所得税の確定申告や町県民税の申告の際に『社会保険料控除』の対象となりますが、納付証明書が必要な場合もあります。

・65歳以上で特別徴収（年金天引き）により納付されている方

保険料を特別徴収（年金天引き）で納付されている方は、日本年金機構等から送付されてくる源泉徴収票の社会保険料がその保険料の納付証明書となります。

ただし、特別徴収で納付されている方で、天引きされている年金の種類が遺族年金や障害年金の場合は、日本年金機構等から源泉徴収票が送付されませんので、納付証明書が必要となります。

・65歳以上で普通徴収（口座振替、納付書払い）により納付されている方

普通徴収（口座振替、納付書払い）で納付されている方

◎納付証明書の発行手続き

納付証明書を受取りに来られる方の本人確認書類（運転免許証等）をご持参の上、住民福祉課で手続きを行ってください。

詳しいことについては、住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。

健診や予防接種って
どうやって受けるんだろう？

保育園に通わせたいけど
手続きの仕方が分からない

LINEでいつでも解決！

子育てに関する疑問にきいちゃんが24時間365日お答えします！



LINE QR コード



本町では県と共同してAIを活用したチャットシステムをLINE公式アカウント「きいちゃんの子育て応援広場」を導入しました！

保育園への入園手続きや子どもの予防接種、様々な手当に関することなどをLINE公式アカウントに聞くときいちゃんが答えてくれます。きいちゃんは質問をたくさん受けるので、きいちゃんは質問をたくさん受けるので、きいちゃんは質問をたくさん受けるので、友達に追加してたくさん話しかけてくださいな♪

詳しいことについては、住民福祉課（TEL 65-0201）又は和歌山県子ども未来課（TEL 073-441-2492）までお問い合わせください。

町税の納期限

2月1日(月)



○町・県民税 第4期

○国民健康保険税 第8期

※ 町税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

問 税務課 ☎ (65) 1802

付加保険料制度について

付加保険料制度とは、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申込みが必要であり、申込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

お手続きをご希望の方は、住民福祉課又は田辺年金事務所へお申し出ください。

問 住民福祉課 ☎ (65) 0201

田辺年金事務所 ☎ 0739(24) 0432

お薬手帳を持ちましょう！

高齢になると、複数の病気を持つ人が増えてきます。病気の数が増え、受診する医療機関が複数になることで薬が増えていきます。

薬が増えると、薬同士が相互に影響し合い、薬が効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出やすくなったりすることがあります。

日頃から、かかりつけの医師や薬剤師に処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。自分の処方されている薬がわかるように、お薬手帳を1冊にまとめて持ちましょう。

問 住民福祉課 ☎ (65) 0201

就学援助費について

就学援助費とは、経済的な理由で、小・中学校に就学させることが困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費及び修学旅行費などの費用を一部援助する制度です。

ただし、就学援助費の受給認定を受けるためには、所得など一定の基準がありますので、希望される方は、ご相談ください。

問 教育委員会教育課 ☎ (65) 1800

県立田辺産業技術専門学院の
令和3年度入学生募集選考試験

◆日時 2月6日(土) 9時30分

◆会場 田辺産業技術専門学院(田辺市)及び
東牟婁振興局(新宮市)

◆対象 高卒(見込)者以上など

◆選考方法 筆記試験(国語・数字)及び面接

◆募集定員

訓練科		募集定員(人)
自動車工学科		9人程度
観光ビジネス科		15人程度
情報システム科		3人程度

◆費用 2,200円(県証紙)

◆願書配布 田辺産業技術専門学院、ハローワークで配布しています。

◆申込 1月27日(水)までに令和3年3月高校卒業予定の方は在籍学校に、それ以外の方はハローワークへ提出してください。

問 和歌山県立田辺産業技術専門学院

田辺市新庄町1745-2

☎ 0739(22) 2259

※ 県ウェブサイトでも掲載しています。



日本郵便株式会社との 包括的連携に関する協定を締結しました



昨年11月26日（木）に、由良町役場におきまして「由良町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」の締結式を行いました。

この協定書は、由良町と日本郵便株式会社（由良町内郵便局及び御坊郵便局）が、人的・物的資源を活用した中で、地域の見守りや道路、空き家等の危険個所の通報、町推奨産品のPRなど、安心・安全なまちづくりや地域活性化に向けた取組を進めていくことを目的としたものです。



由良町文化財めぐり

「阿戸の防空壕」 あ と ぼうくうごう

太平洋戦争のころ由良町には、紀伊防備隊の基地がありました。

紀伊防備隊とは、戦時中に紀伊水道の海防のために設立されたもので、近隣の山頂には高射砲なども設けられました。

基地があつたために、周辺地域に比べて戦火が及ぶことが多かったため、町内には多くの戦争遺跡が残されています。

阿戸地区には、9か所の防空壕が残されているほか、弾薬庫跡も残されており、貴重な戦争遺跡であります。

ゆらぐども園通信



昨年11月16日(月)から11月20日(金)までの間、4月から子どもたちが遊びの中で作った作品を展示する「ゆらぐギャラリー」を開催しました。今年度は保護者の方々のみの招待となりましたが、連日、自分や友だち、クラスの作品を嬉しそうに案内する子どもたちの姿が見られました。



コミュニティ助成事業を活用し祭具の修繕を行いました！



吹井祭礼実行委員会が、コミュニティ助成事業を活用し、祭りで使用される唐船や備品の修繕を行いました。祭りは、子どもからお年寄りまで年齢を問わず交流を図ることができ、重要な伝統行事です。老朽化していた唐船を修繕することによって伝統文化を継承し、地域のつながりを一層深めていきます。

※ コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターが宝くじ受諾事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展及び宝くじの普及活動を目的とした助成事業です。



令和2年度自衛官募集案内



募集種目		応募資格	受付期間	試験期日	場 所
※第3回 一般曹候補生	男子	18 歳以上 33 歳未満の方 ※ 32 歳の方は、条件が ありますのでお問い合わせ ください。	1月8日(金) まで	1次: 1月16日(土)	和歌山県民文化会館
				2次: 2月13日(土)	和歌山地方協力 本部庁舎

※ 採用種目は、陸上自衛隊男子のみです。

詳しいことについては、自衛隊和歌山地方協力本部御坊地域事務所 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階 JR御坊駅前 (TEL 23-0020) までお問い合わせください。

ゆら部 ～ Yura Love ～



部員 No.057

○お 名 前 田代 知也さん

○年 齢 20 代

○ご 職 業 自営業

○お住まい 網代区

○頑張っていること・続けていること

しらす屋の4代目として日々修行に精進しています。

由良FCのコーチとしてもがんばっています。

○由良町の好きなお店

何もないところが好き!!

○広報誌読者の方へ

あけましておめでとうございます。新年の漁が始まりますので、お店にお越しください。



由良町推奨産品 登録事業者のご紹介

うお さん しょう てん
魚 三 商 店

事業者情報

事業主（店長名） 中野 為雄

主な登録産品 丸あじ開き、さば開き、さんま開き

登録品目数 8 品目

お問合せ先

住所 由良町大字里 2-3

TEL 0738-65-0038



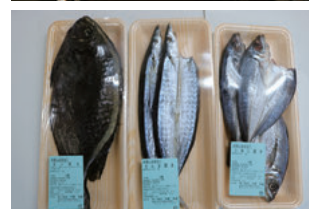
商品 PR

昭和 30 年に創業し、日高郡で長く親しまれる干物の老舗です。

魚は日高郡内のものを使用していて、日高郡内で漁獲されていない魚は県外のこだわりの地域から仕入れています。

こだわりポイントは、多くの店は加工後冷凍保存しますが、魚三商店では、冷凍やけ防止のため冷凍していないことです。冷凍しないことで、変色やパサパサ感から守り、より美味しい干物を作ることができています。

魚三商店の商品は、町内では A コープゆら、町外では A コープかわべ、グルメシティ（田辺市内の店舗・御坊店）等でお買い求めいただけます。青色のラベルが特徴なので、見つけたら是非手に取ってください。



2021 年

1

月

由良町カレンダー

1 金・元日		17 日	
2 土		18 月	可燃 1
3 日		19 火	可燃 2
4 月・役場開庁	可燃 1	20 水・粗大ごみ（阿戸）	資源 1
5 火・健康相談（衣奈会館）	可燃 2	21 木	可燃 1
6 水	プラス チェック	22 金	可燃 2
7 木・健康相談（由良町中央公民館）	可燃 1	23 土	
8 金	可燃 2	24 日・マイナンバーカードの交付等の 窓口休日開庁日	
9 土・マイナンバーカードの交付等の 窓口休日開庁日		25 月	可燃 1
10 日・成人式		26 火・運動教室（由良町中央公民館）	可燃 2
11 月・成人の日	可燃 1	27 水・粗大ごみ（三尾川）	資源 2
12 火・消費生活相談窓口（衣奈会館） ・運動教室（由良町中央公民館）	可燃 2	28 木	可燃 1
13 水	不燃	29 金	可燃 2
14 木・行政相談（由良町中央公民館）	可燃 1	30 土	
15 金	可燃 2	31 日	
16 土			

可燃 1・資源 1 の地区…横浜・網代・衣奈・小引・戸津井・三尾川・糸谷・吹井・柳原・黒田

可燃 2・資源 2 の地区…里・南・阿戸・江ノ駒・門前・畑・中・大引・神谷

※ごみは、収集日当日の午前 2 時までには所定の場所にお出してください。

詳しいことについては、役場（TEL 65-0200）までお問い合わせください。

由良町の人口と世帯

（ ）前月比
令和 2 年 11 月末現在

人口	5,533	（－ 17）
男性	2,724	（－ 9）
女性	2,809	（－ 8）
世帯数	2,671	（－ 8）

発行 由良町総務政策課
和歌山県日高郡由良町大字里 1 2 2 0 番地の 1
TEL 0738-65-0200
ホームページアドレス
<http://www.town.yura.wakayama.jp/>

『防災行政無線』電話確認無料サービス
TEL 0120-001-687